

## 2024年4月の最終保障供給料金の見直し概要について

2024年2月16日  
関西電力送配電株式会社

当社は、関西電力株式会社（以下、関西電力）が昨年12月5日に、高圧・特別高圧のお客さま向けの標準的な電気料金メニュー（以下、標準メニュー）の見直しについて公表したことを踏まえ、「最終保障供給料金」の見直しを行います。

見直しの概要をお客さまに早期にお伝えする観点から、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本内容については準備が整い次第、電気事業法第20条第1項\*に基づき、「最終保障供給約款」の変更届出を経済産業大臣に行う予定です。

### （1）今回の見直し概要

最終保障供給とは、高圧または特別高圧で供給を受けるお客さまが、万一、いずれの小売電気事業者とも電気の供給に係る契約の交渉が成立しなかった場合に、一般送配電事業者が供給するサービスです。

当社の最終保障供給料金は、関西電力が設定している標準メニューをもとに、約2割増しの料金等（臨時的な料金メニュー相当）を設定しています。

今回、関西電力の高圧・特別高圧の標準メニューが見直されることから、当社の最終保障供給料金においても、その内容を踏まえた見直しを行います。見直しの概要については別紙のとおりです。

なお、見直し後の最終保障供給料金単価等については、経済産業大臣への「最終保障供給約款」の変更届出後に改めてお知らせいたします。

### （2）実施日

2024年4月1日（予定）

別紙：[2024年4月の最終保障供給料金の見直し概要について](#)

#### ※電気事業法第20条第1項（最終保障供給約款）

一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

以上